

船舶事故等調査報告書

平成27年9月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015広第51号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年4月18日 15時38分ごろ
発生場所	愛媛県今治市大浜漁港東方沖の広瀬（干出岩）西側付近 来島白石灯標から真方位160°450m付近 （概位 北緯34°06.19′ 東経132°59.10′）
事故等調査の経過	平成27年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 ^{さかえ} 栄丸、18トン 291-31408 広島、小池造船海運株式会社 B 台船 101 ^{きよくゆう} 旭友丸、総トン数なし（長さ30.0m、幅12.0m、深さ2.25m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船尾部船底に擦過傷 B なし
事故等の経過	A 船は、船長ほか1人が乗り組み、空船のB船を左舷側に横抱きにして船列（以下「A船列」という。）を構成し、今治市今治港に向けて愛媛県来島ノ瀬戸を東進した。 船長は、来島海峡の潮流が強かったため、潮流が弱い陸岸寄りを航行することとし、大浜漁港東方沖を約2～3ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南南東進していたところ、平成27年4月18日15時38分ごろ、A船の船尾部付近から異音が生じてA船の行きあしが止まったので、A船が広瀬西側付近の浅所に乗り揚げたことに気付いた。 A船列は、高潮時に自力離礁し、今治港で船底調査を行ったところ、船尾部船底に擦過傷を認めたものの運航に支障がなかったため運航を続けた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮流 西流約1.2kn
その他の事項	A船の喫水は、船首約0.3m、船尾約2.3mであった。 B船の喫水は、船首尾とも約0.4mであった。 船長は、日頃、潮流の影響が少ない時間帯に来島海峡を通航しており、陸岸沿いに航行するのは初めてであり、広瀬の存在を知らなかつ

	<p>た。</p> <p>A船には、広瀬が記載された海図が備え付けられていなかったものの、装備していたGPSプロッターの画面を拡大すると広瀬が表示できた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>A船列は、大浜漁港東方沖を南南東進中、船長が、広瀬の存在を知らなかったことから、広瀬に向けて航行し、広瀬西側付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、陸岸沿いを航行するのは初めてであったが、水路調査を行っていなかったことから、広瀬の存在を知らなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船列が、大浜漁港東方沖を南南東進中、船長が、広瀬の存在を知らなかったため、広瀬に向けて航行し、広瀬西側付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海図やGPSプロッターを使用して予定航行経路付近の水路調査を行うこと。